

公 示

令和4年度整備管理者定期研修の開催について

標記について、道路運送車両法第50条第1項の規程に基づき選任された整備管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4に規定する研修を下記により実施します。

記

1. 実施日及び実施場所

地 区	日 時	会場及び所在地
北九州 (貨物)	令和4年 10月20日(木)	北九州芸術劇場 大ホール 北九州市小倉北区室町1丁目1-1-11
久留米 (貨物)	令和4年 11月10日(木)	久留米シティプラザ ザ・グランドホール 福岡県久留米市六ツ門町8-1
北九州 (旅客)	令和4年 10月 4日(火)	契約後決定
久留米 (旅客)	令和4年 11月 9日(水)	

※コロナ対策の関係で定員が制限されている為、全ての会場にて事前申し込みを行います。

【受付時間】12:00~13:30 【研修時間】13:30~16:30

2. 申込 貨物 (公社)福岡県トラック協会にて申込み
旅客 協会会員は各協会にて申込み、会員外は運輸支局にて申込み

3. 研修対象者(次のイ、ロ、に該当する者)

イ. 道路運送車両法第50条第1項の規程に基づき選任された整備管理者
但し、次の者は、研修対象者から除くことができるものとする。

- ・自家用自動車のみを管理する整備管理者
- ・前年度(令和3年度)の整備管理者定期研修を受講した者

※なお、今年度(令和4年度)中に整備管理者として新たに選任した者(当該事業者で初めて選任した者)について、令和5年度の末日までに研修を受講すればよい。

ロ. 整備管理者の選任を必要としない自動車運送事業者で受講を希望する者

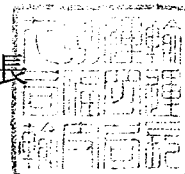
4. 研修修了者への証明

整備管理者研修修了証の交付又は整備管理者手帳への証明

※別紙注意事項についてご確認ください。

令和4年7月20日

九州運輸局 福岡運輸支局長



別紙

注 意 事 項

- 注1. 研修は事前に申込が必要ですので必ず期間内に行ってください。申し込みの無い方の受講はお断りいたします。（当日、申込者を変更して受講することもできません。）
- 注2. 研修会場の駐車場は少ないので、出来る限り公共交通機関等を利用してご来場下さい。
- 注3. マスクの着用がない方、また、熱のある方や咳などの症状がある方については、入場をお断りさせていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。
- 注4. 研修中に上記症状が確認された方についても退出を命じる場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- 注5. 今後の政府等方針により、研修が中止または更なる定員制限を行う可能性がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。